

第3回 憲法と人権の限界(1)

今回と次回は、人権の総論部分を扱います。今回は、人権の享有主体性についての議論です。

日本国憲法第3章の表題は、「国民の権利及び義務」とされています。では、一般の国民ではない法人や外国人は、人権の享有主体となりうるでしょうか。

1. 法人の人権

- ・ 法人にも、性質上可能な限り人権が保障される（八幡製鉄事件最高裁判決（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁））。
- ・ 法人は、自然人とは異なり肉体を有しないので、一定の人身の自由、社会権や参政権などが保障されない。その他の人権については、法人の固有の性格と矛盾しない範囲内で保障される。

2. 外国人の人権

- ・ 外国人にも、性質上可能な限り人権が保障される（マククリーン事件最高裁判決（最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁））。
- ・ 外国人には、出国の自由は保障されるが（最大判昭和32年12月25日刑集11巻14号3377頁）、入国の自由は、国際慣習法上、当然には保障されない（最大判昭和32年6月19日刑集11巻6号1663頁）。再入国の自由も保障されない（森川キャサリーン事件最高裁判決（最判平成4年11月16日））。
- ・ 社会保障はその人の帰属する国の政府の責任で行うべきであるから、外国人には、生存権などの社会権は保障されない。

- ・ 外国人には、権利の性質上国民のみに認められる選挙権・被選挙権は保障されない（アラン訴訟最高裁判決（最判平成5年2月26日判時1452号37頁））。ただし、外国人に地方レベルの選挙権を法律によって付与することも憲法上禁止されていないと判示した定住外国人選挙権訴訟最高裁判決（最判平成7年2月28日民集49巻2号639頁）がある。
- ・ 外国人には、公務就任権は保障されない（東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決（最大判平成17年1月26日民集59巻1号128頁））。

今回の講義の復習として、教科書の2.2.1～2.2.4（30-37頁）を読んでおきましょう。次回は、憲法と人権の限界について、引き続き、検討します。

Q3 外国人の人権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア：憲法22条2項の外国移住の自由は、権利の性質上、外国人に対しても保障されることから、我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されていると解するのが相当である。

イ：我が国に在留する外国人は、その住所を有する地方公共団体の自治の担い手の一人でもあることに照らすと、当該外国人が地方公共団体における自己統治の過程に密接に関連する職員以外の職員となることに対する制限を肯定するためには、厳格な合理性が要求される。

ウ：憲法93条2項にいう住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、当該規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということとはできない。

エ：外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であり、在留中の外国人の行為が合憲合法の場合でも、法務大臣がその行為を不当の面から我が国にとって好ましいものとはいえないと評価し、当該行為から将来当該外国人が我が国の利益を害する行為を行うおそれがある者であると推認することは、何ら妨げられるものではない。

オ：精神的自由権と同様に、経済的自由権についても、権利の性質上、適用可能な人権規定の保障は我が国に在留する外国人にも全て及ぶと解すべきであり、外国人であることのみを理由として経済的自由権を制限することは許されない。

1. ア、イ 2. ア、エ 3. イ、オ 4. ウ、エ 5. ウ、オ

(2019年度国家公務員総合職試験)